



で満足することなく、その運用の実態をよく見て、修正すべき箇所があるならば修正するというふうな作業をやはり今後も続けていくべきではないかと考えておるのでですが、その点、法務大臣としての御所感をちょっと承りたいと思います。

○國務大臣(古井喜喜君) 御案内のように、すいぶんここまで来ますには長い間制審議会等でも審議をしたり、また世論に問うたり、その上に国会でも御審議を願つて、その間にいろいろ有益な御意見も出ておると、こういうわけでありますので、一応こういうところできょうは発足をしていいのじやないだろかというような気持ちでありますけれども、しかし、実際やってみまして、どうもこのままではなくて何かを改善しなきゃいけぬというようなところも、これはなきにしもあらずだと思うのです。何しろ広範な法律でありますし、実際手続もいろいろたくさんありますし、社会も変わるでしょうし、そういう点は、やってみながら、またいろいろな意見も聞きながら、一層完璧を期する意味で検討を加えることは、これは怠つてはいけないと、やめてはいけないと、そういうふうにいま思つておりますので、この上も、幸いにできたからといって済んだというわけにはとてもいかぬだらうと思つております。御了承願います。

○寺田熊雄君 それから、もう一つちょっとお耳に痛いことを申し上げるのですが、前回の委員会で、橋本委員が執行官の問題で大臣に御質問いたしましたね。大臣のお答え、いさきか日時代になりましたね。じむような御答弁がございまして、まあちょっと執連吏時代の鄉愁を感じしめるようなトーンがなきにしもあらずでありました。しかし、これは近代的な法律制度をわれわれが追求していくことにあります。それから執行官 자체が世人の尊敬を得得るといふことを考えますと、その必要性を考えますと、やはり困窮した債務者から取り立てるもので自己的所得をふやすという経済的な結果に依存す

るというようないことは、やっぱり好ましいことではないようにも思つてあります。

御承知のように、もう法務大臣も弁護士の資格をお持ちでござりますので、十分御承知とは思いますが、すべて執行費用は債務者の負担とするというような結果になつております。したがつて、最も執行官の収入源である手数料が、困窮した債務者から取り立てるということに依存するということは、やはり国民として、国民の情感として、どうも同調しがたいものがあります。まあそれは必ずから招いたことで、しようがないと言つてしまえば、なるほど理屈では割り切れますけれども、やはり情感としてどうも受け入れがたいものがあります。私法秩序を維持するということは国

度の出費を要することは当然なんだ、執行官のみならず、またいろいろな意見も聞きながら、一層完璧を期する意味で検討を加えることは、これは怠つてはいけないと、やめてはいけないと、そのを漸減、最終的には廃止していくのがあたります。したがつて、頑わくば、執行官を俸給制度にして、できるだけその手数料制というものを守ることが大切だと、したがつて、ある程の公の事務でも、四角四面なお役人式の者がやるものではないか、至当ではないかと考へるわけでもあります。それで、私の気持ちの中に、何でも公務員一色、役人の官という字をつけてやるのでなしにやつた方がみんなの気持ちにも要望にも合つし、かえつて能率も上がるなんという例もあるのですね。それで、私の気持ちの中に、何でも公務員一色、役人の官という字をつけてやるのも、そういう考へ方がいいものかいななどはあります。こういう点について法務大臣が再検討をせられて、そういう面について前向きにお考へください」とを希望するのですが、この点いかがで

しょうか。

○國務大臣(古井喜喜君) 前回の委員会でも、その問題に触れてお尋ねがあつたり、私の考へを申し上げたりしたわけありますが、その節も少々私は、正直に言つて腹の中が十分固まらぬというのか、そうだったものですから、ちょっと煮え切らぬことを申し上げたのです。否定する意味でも何でもないのです。これはもつと勉強させてもらいたいと。しかし、皆さんのここで出ました御意見は、これは重々伺つて、これをよくかみしめて考えてみなきやならぬと、こういうふうに思つておりますのが正直なところでありますので、そういうふうに御了承願いたいと思うのです。拒否する意味じゃないのです。

それから、まあ私の知識は古いのですから、弁護士の知識。ただし、ちょっと何があるようですが、執連吏時代じゃなくて、執行吏時代ですかね。まだ少しは……。それほど大昔の時代でもないですから、多少このごろに近づいておるわけですから、ここはひとつ御理解願つておきたいと思

がいいものか悪いものか。それからメリットあるけれどもデメリットもあるのですね。きょうこの膨大な官僚組織を見ておつて、それは一方にはメリットもありましようけれども、デメリットもたくさんあるのですな、これは全体論ですけれども。これは全体的にこういう体制というものは考えぬと、民主的な社会が生まれないのじやないか

という気もしないではないのです。そこで、よそこの自治体などにしても、シティー・マネジャー・システムだと、民間人を用いて、そして市の公の事務でも、四角四面なお役人式の者がやるものではないか、至当ではないかと考へるのも、やはり情感としてどうも受け入れがたいものもあります。私法秩序を維持するということは国

機関または電気モーターを備えつけで運転している二〇噸未満の磯舟、川崎舟、鍊起舟等に対する強制執行は、民訴法七一七条以下の規定を適用すべきである。」とか、あるいは「三馬力ないし五馬力の機関または電気モーターを備えつけで運転しているいろいろな問題点がいっぱい出されているわけです。「造船中の船舶であつて、抵当権の登記があるもの、龍骨または航の据付を終つたものについては、強制執行上船舶として取り扱うものと/orする」とか、あるいは「三馬力ないし五馬力の

船舶に対する強制執行の方法のことについてであります。従来トントン数が制定されておりませんで、しかも船舶は非常に小さな船でも価格が高いわけですね。五トンぐらいであります。造船中の船舶であつて、抵当権の登記があるもの、龍骨または航の据付を終つたものについては、強制執行上船舶として取り扱うものと/orする」とか、あるいは「三馬力ないし五馬力の

船の形態からいきまして、それでその二十トンを規定したその時代ということも、今日の時代に、船の近代化されている、精密化されている船の形態からいきまして、それでその二十トンの単位で、限界点でいいんだろうかなという私は疑問があるわけです。特に漁船なんかにいきますと、五トンでもう二百海里のところまで行けるような状態の力がありますし、特にまた四・八だから十九・九だから、いろいろな問題があるために、二十トン未満にしてやつてあるから、よし悪しのこともありますて、何でも役人、官僚組織のようなことにしてしまうこと

が、いずれにしましても、そういう船の力という

ものが時代に即応したやはり考え方を持つていく  
ようにしていかないかといふこと、その他の三十五件、こうい  
ういうように思つわけです。これは私の考え方  
であります。そこで、そのことを一つお伺いをし  
ながら、百十五条に、「船舶執行の申立て前に船  
舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著し  
く困難となるおそれがあるとき」、この「著しく  
困難となるおそれがあるとき」という、この「著  
しく困難」ということ。それから後尾の方に、  
「急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄  
する地方裁判所も、この命令を発することができ  
る」、この「急迫の事情があるとき」、実務でど  
んなふうなことを言つてゐるのかですね、この二  
点についてお答えを願いたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 国内船と申しますか、  
わが国の港を転々と移つておるというふうな船舶  
の場合には、さしてこういうふうな「急迫の事  
情」というふうなことはまずなかろうと思うので  
あります。外航船舶、つまり外国に行つてしま  
うというふうな場合が典型的な例として考えられ  
ると思います。

○宮崎正義君 外国船のことなんかにつきまして  
は、また後で送達の事項等でいろいろ伺つておき  
たいと思います。

私が最高裁判所の事務局の方からいただいた資

料があるので、「五二年度 船舶に対する強  
制競売、任意競売既済事件数」という五十三年十  
月二十九日の書類をいただいてあるわけです  
が、前回の委員会で参考人の方から船舶のことに  
一言触れましたけれども、東京地裁の方では一件  
ぐらいしかなかったという参考人のお話をござい  
ましたけれども、全国的にいきますと相当な件数  
があるわけであります。ともあれ、五二年度だ  
けでもかなりの隻数があるわけであります。そ  
ういうふうなことから考えまして、私は、特に今後  
漁船なんかは、これは原簿に当然載つておるわけ  
であります。五トン以上になりますと問題点が  
非常にになってくるわけでございまして、そういう  
場合には、その船舶の航行をいわば事実上差しとめ  
るというふうなことが必要になつてくるわけでござ  
いまして、そういう意味から、そのままにして  
おけば船舶が出港するためには執行ができないな  
る、そういうふうなことを考へた規定でござります。  
それから、「急迫の事情」も同じようなことで  
ございまして、これもやはり港に入つてすぐ長期  
の航海に出で、次に港に入つてくるのが相当先に  
なるというふうな場合、しかしいま執行しなけれ  
ば債権の回収ができなくて債権者自身が困るとい  
うふうなことがございました場合に、一時停泊し  
ているその船舶所在地の裁判所においてこの命令  
を發することができるようにしておこうと、こう  
いう趣旨でござります。

○宮崎正義君 主にどういう船舶をねらつたもの  
なのですか。

〇政府委員(香川保一君) この法案の百十五条一  
項の「船舶執行が著しく困難となるおそれがある  
とき」と申しますのは、船舶は常に航行を目的と  
するものでござりますので、航行中におきまして  
は船舶執行ができないわけでござります。したが  
つて、当該船舶が長く港に停泊をしておればとも  
かく、港に入つてすぐまた出でいくというふうな  
ことになりますと、「著しく困難」どころか、不  
可能になつてくるわけでございまして、そういう  
場合には、その船舶の航行をいわば事実上差しとめ  
るというふうなことが必要になつてくるわけでござ  
いまして、そういう意味から、そのままにして  
おけば船舶が出港するためには執行ができないな  
る、そういうふうなことを考へた規定でござります。  
それから、「急迫の事情」も同じようなことで  
ございまして、これもやはり港に入つてすぐ長期  
の航海に出で、次に港に入つてくるのが相当先に  
なるというふうな場合、しかしいま執行しなけれ  
ば債権の回収ができなくて債権者自身が困るとい  
うふうなことがございました場合に、一時停泊し  
ているその船舶所在地の裁判所においてこの命令  
を發することができるようにしておこうと、こう  
いう趣旨でござります。

十六件、棄却または却下で終わったものが二件、  
取り下げが六十二件、その他が三十五件、こうい  
う結果にあります。

それで、「その他」ということでございますが、  
これは、競売法による競売手続に対し、それが  
進行している間にその同一の目的物について強制  
競売の申し立てがあつて、記録添付されて配当が  
実施されたという場合、それから二つの強制競売  
の申し立てがありまして、後の申し立てが最初の  
執行記録に添付されたというふうな場合には、後  
の事件は「その他」ということで既済の扱いをし  
ておるわけでございます。それが一つ。

それから二番目は、会社更生計画の認可決定、  
会社整理開始決定、特別清算開始決定、それから  
和議開始決定の確定によりまして、それまで中止  
しております強制執行、競売法による競売等の  
手續が失効した場合、これも「その他」として処  
理をいたします。

それから三番目は、強制執行事件の進行中に同  
一の債務者に対し破産宣告があつた場合には  
「その他」ということで処理をいたします。

それから四番目は、競落許可決定確定した後  
に、債務者が費用及び債権額を全額債権者に弁済  
して、結局競落代金が全額債務者に返されるよう  
になつたというふうな場合には、「その他」として  
処理しているという、その四つの場合が含まれて  
おりますが、その中の強制競売あるいは任意  
競売の中に「その他」ということがあります、  
「その他」の主なるものはどういうものがあるの  
でしようか。これをまずお伺いしておきたいと思  
います。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいま  
の「昭和五二年度 船舶に対する強制競売、任意  
競売既済事件数」についての御説明を申し上げま  
すと、同年度の強制競売の事件といたしましては  
合計して十九件ございまして、それがその既済の  
事由といたしましては、取り下げが十六件、その  
他が三件、こうしたことになつております。それ  
から、任意競売の方におきましては、総数が百四  
十五件、既済事由のうち終結になりましたのが四  
件です。

うに私は見てゐるのですが、そう解釈してよろし  
ゅうございますか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 船舶の監  
守保存処分が行されましたのは、件数から言いま  
すとかなりの件数になりますが、そのうちで、執  
行官が監守保存処分を命ぜられた分と、それから  
執行官以外の人が命ぜられた分とがございます。  
いずれにしましても、その中では執行官が監守保  
存処分を命ぜられている件数の方が多いのではないか  
かろうかといふふうに思われます。それからま  
た、全体として監守保存処分がなされた場合が、  
監守保存処分がなされているのであろうかといふうに  
推察されるわけでございます。

○宮崎正義君 この中には、たつた一つだけ、松  
山の宇和島の支所の方で四・七三というのがあり  
ますけれども、概してこれをずっと見ていきま  
す。それでもかなりの割合になつておると思  
いますが、やはり船舶が移動しやすいものであ  
るという特殊な困難性に基づいて、そういう監守  
執行官以外の人が命ぜられた分とがございます。  
それから三番目は、強制執行事件の進行中に同  
一の債務者に対し破産宣告があつた場合には  
「その他」ということで処理をいたします。

それから四番目は、競落許可決定確定した後  
に、債務者が費用及び債権額を全額債権者に弁済  
して、結局競落代金が全額債務者に返されるよう  
になつたというふうな場合には、「その他」として  
処理しているという、その四つの場合が含まれて  
おりますが、その中の強制競売あるいは任意  
競売の中に「その他」ということがあります、  
「その他」の主なるものはどういうものがあるの  
でしようか。これをまずお伺いしておきたいと思  
います。

そこで、決められた時間が余りありませんので  
次へ進んでいきますけれども、百十六条の「執行  
裁判所は、差押債権者の申立により、必要がある  
と認めるときは、強制競売の開始決定がされた船  
舶について保管人を選任することができる。」この  
の保管人の選任ということが規定されております  
が、この保管人と、それからこの中の四項の「第  
九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から  
第一百三条までの規定は、第一項の保管人について  
準用する。」というふうになつていますが、この規  
定で言う保管人とはどう違うのか、保管人とはどう  
いうふうなことを主体として保管  
と管理人とか、管理人はどういうことを主体として  
管理人と言つて、そういう定義をひとつ簡単に  
御説明を願いたいと思います。

○政府委員(香川保一君)　この法案の百六十六条の保管人は、船舶のいわば保存行為と申しますか、その価値を減少させるものないようにいろいろの管理をしなきゃならぬわけでございまして、いわばそういうた保存行為をするというにとどまるわけでございます。で、もう一つの不動産の強制管理の場合における管理人と申しますのは、そういった保存行為のみならず、収益を取り上げるというふうなことまでやるわけでございまして、大きな違いはそういうことだろうというふうに思ひます。

この点について御説明を願いたいと思います。  
○政府委員(香川保一君) この点は最高裁において規則でお決めになることございますが、私どもの承つておる限りで申し上げますれば、この公証人法におきましては、公証人のする送達は郵便による送達のみを規定いたしまして、最高裁判規則では、現在やつておりますように、執行官に申立てをして執行官が送達するということを考えたおられるようでござります。

○宮崎正義君 そうすると、公証人は今まで一これは端的な、率直な質問なんですが、送達事務よいかつてよつとこですか。

日にもちが決められて、いついつまでに来なければ  
差出人に戻しますと、こういうふうになつておられ  
ます。そして、そのときが過ぎて帰宅をして見えた  
場合に、それは知らなかつたわけです、返されて  
しまつたものですから。その通知書だけが残つて  
いた。それで郵便局へ行きましたも、もう差出人  
に戻しましたということで、差出人と連絡をとり  
合つてみたら、こういうものを送つたんですねよ。  
いうことがやつと後でわかつたわけです。こうい  
うふうな事例は数多くあるようには思ひので  
す。旅行したとか、あるいはちょっと国内を回  
てもそれぐらいの日数で戻ることはあるであります

○宮崎正義君 法律の規定は確かにそうでござりますけれども、送達というのは、送達の完了、満達の効力、名あて人が受領して、その名あて人が内容を確知する、こうして了解をし得たことを目的としているのぢやないでしょかね。

○政府委員(香川保一君) 送達の目的は、まさにそとのおりでござります。

○宮崎正義君 そうであれば、この送達とどうとに対しして権利関係等が相当かかつてくるわけですね。そうしますと、民法の第九十七条规定ですか「隔離地者二対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ向

一方は、いまの御答弁だと、管理人の方が収益を主体にする、それから保管というのはただ保管をすることであるというふうな解釈ですか。

○政府委員(香川保一君) まあ、私どもの考え方と  
ところでは、本来はやはり公証人が債務名義を作  
成するわけでござりますから、その関係の送達の  
規定は改正へ去て規定されておるべくござ  
ります。

どううし、外国旅行なんか行つた場合だと相当そういうことはあると思うのです。したがつて、郵便による送達ということ、このこともいろいろな問題点が——「預金引取の場合は何か取り上げますか。

達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス」、通知を相手方に出したというときからその効力を発するというなんですが、そういうふうに解釈していくのですか。

○宮崎正義君 何だかわかったようなわからない  
ようなのですが、時間がございませんから、次  
へ進んでいきたいと思います。

規定に公認の方がないとされておらず、したがってこれまでのところはございませんし、いわば法律の不備かと思うのであります。したがつて、解釈で現在は執行官送達を基本にしてやつておるわけでございますが、その辺の不備もあわせて解消するという意味で今回改正した次第でございます。

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、一条についていろいろお伺いしたい点がありますが、先に進んで、十条の方の問題に入りたいと思います。

改正案の十条の公証人法の一部改正において、公証人による送達の規定を明確になされたものと私は思うわけですが、この公証人法の五十七条の二による民事執行法案第二十二条第五号と第二十九条による送達は「郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル」とあるが、この「最高裁判所規則ノ定ムル方法」とはどんなふうな方法なのか、

郵便配達の実情等を考えてみたときに、現行の郵便による送達ということが果たして完璧と言えるのかどうなのか、いささか私は疑問とする面があるわけですが、郵便が届かなかつたという事例等もすいぶん新聞に発表されておりますし、特に年賀はがきが一番大きく動くものですから、大きめの問題として一万五千通も未配達だったとか、あるいは郵便が送られてなかつたとかというようなないましても、一つの私の方の例を言つてみましても、書留が來ていた、留守にして、約二週間の間

○政府委員(香川保一君) 送達の定義でござりますが、民事訴訟法の関係で申しますれば、裁判所が一定の方程式によりまして、一定の書類を当事者その他の関係人に送付しまして、その内容を告知する、そういうことを目的とする行為であるわけでありまして、お説のとおり、その送達があることによりまして、関係人は何らかの行為をしなければならぬと、いうような場合が多いわけでございまして、しきりに、厳格な方程式を採用しておる送付方法などといふうふうに考えていただいていいのじゃないかと申

両局長にひとつ御答弁願いたいと思います。  
○政府委員(香川保一君) この前の委員会で、参考人の御意見として、執行官から送達事務をはばしてほしいという御要望が開陳されておりました  
が、それは執行官の立場からお考えになればごくともな要望でもあろうかと思うのでありますけれども、そういたしますと、郵便送達が現在の場合には原則になつてくるということでござりますが、この郵便送達も、ただいま宮崎委員御指摘のとおり、いろいろ問題があるわけでございま

1

○宮崎正義君 法律の規定は確かにそうでござります。

て、特に夜間における送達というのは、現在郵便送達ではできないわけでござります。最近におきましては、御承知のとおり、夫婦共かせぎの者も多いわけでございまして、昼間においては留守にされておる、どうしても夜間送達でなければできませんというふうな事例がふえつたるわけでござります。そういたしますと、郵便送達では現実的にこれはやつていただけないわけでございますので、そういう場合には現在では執行官送達によらざるを得ないというふうなことで、少なくとも現状におきましては執行官送達を廃止するというわけにはまいらぬわけであります。しかし、裁判所の関係での送達事務を考えました場合には、やはり裁判所がそういった関係を確実ならしめる、そういうふたたびわば送達機関について責任を持ち、十分な監督あるいはその運用についていろいろの方策をみずから講ずることができるよな機関でもって送達を考えなければならぬわけでございます。そういう意味から、現在ではそういうものとして執行官送達があるわけでござりますけれども、他方、果たして現在の執行官送達、それが執行官の立場も含めて考えました場合に、これでいいかという問題は確かにあるわけでございまして、したがつて、早急にこの送達のあり方、送達機関の問題も含めまして、やはり検討を怠がなきやならぬ問題であるというふうに考えております。

すれば、てくてく歩いていって人に物を渡すという形になつておるわけでございます。そういううとで、裁判所の立場といたしましては、執行官は送達実施機関の一つにはなつておりますけれども、本来の仕事はやはり執行事務を適正かつ十分にやついていただくということに主たる責務があるというふうに考えておりますので、なるべく送達の関係の負担を除きたいというふうに考えておるわけでござります。そういううとで、従前は數十万件の送達事務が、事件数がありましたがれども、最近では、なるべく郵便送達を原則にしてやつていくという指導をしてまいつた結果、最近では非常に数は少なく、一ころに比べると二〇%程度度に減少しているという実情にござります。しかし、そうは申しましても、先ほど御指摘ありましたような郵便事務による送達の実施不可能、不能な面がござります。そういう場合にはどうしても執行官の送達に頼らざるを得ない。むしろ、その面では執行官に頼めば必ず送達をやり遂げてくれるのでござりますけれども、そういうときには、夜間の執行、夜間の送達あるいは休日の送達というふうな面では執行官に頼めば必ず送達をやり遂げてくれるのでござりますけれども、そういうときには、夜間に行かなければいけない。夜間の場合には、最近の都市の状況から申しまして、なかなか場所の識別が困難である。大きなビルあるいはマンションの同じような建物が並んでいる中で、建物を探し歩かなければならぬというふうな面で、一回行つただけで済むかどうかというふうな苦勞もなさつておるようでございまして、そういう点では、かなりの労力ですが、現状においてはどうもいかんともしがたいという

○委員長(峯山昭範君) 委員の異動について御報  
告いたします。  
本日、矢田部理君が委員を辞任され、その補欠  
として片岡勝治君が選任されました。

○宮崎正義君 参考人の田中一志参考人が、この  
区域が廃止された場合の、今度は具体的なその仕  
方というか、施行法というか、それをどういうふ  
うなことをやるか、具体的な案というものが煮詰  
まつてないのじやないかというような御意見も  
ございましたけれども、いまお話をありましたよ  
うに、夜間をねらうということは、昼間行つても  
だめだから夜間ならばいるだらうということで夜  
間が中心になつてくる。また、夜間に行つてもだ  
めだから日曜日ならいるだらうというようなこと  
で日曜も夜間も返上してこの事務に当たつておら  
れるということは、お話をございましたとおりで  
ありますし、われわれが考えていくようななまや  
さしいことじやないと私は思つわけですが、そう  
いうことで、裁判所法六十二条から、今度は四十  
一年にできました執行官法の八条、「(手数料を受  
ける場合)」、「執行官は、次の各号に掲げる事務  
ごとに、その手数料を受けるものとする。」と、こ  
ういうふうにこの条文で明らかになつております  
が、この附則の十条の2を見ますと、「刑事案件  
及び少年の保護事件における書類の送達について  
は、当分の間、この法律中手数料に関する規定を  
適用しない。」と、こうあります。何年たつたらこ  
の「当分の間」がどれらのか。「当分の間」。この  
前も私は、ほかの法案の問題のときにも、この  
「当分の間」ということについて伺つたことがあります  
のですが、これらのことにつきましても問題点  
が相当残されております。さらに、衆議院の附帯  
決議の中からでも送達の問題等がるる取り上げて  
あるわけですが、この「当分の間」というのはい  
つまでを指して「当分の間」と言うのでしよう

○政府委員 枇杷田泰助君 「当分の間」といふことは、いわば期間を明記することができない場合に使う言葉でござりますので、ここで何年間なるべく早い時期に検討し解消されるという期待が込められて表現されているものであるといふに承知いたしております。

○宮崎正義君 期待が込められているだけじゃしゃうがないと思うんですがね。しかも、これもう何年たっているんですか。何年たって、まだ期待を持たなきやいけないんです。

○政府委員 枇杷田泰助君 四十一年にこの法律ができたわけでござりますので、約十三年間経過をいたしておるわけでございます。刑事送達についての関係についてはかねがね問題があるわけでございますが、この四十一年の法律ができたころにはかなりの量がございまして、それについてにわかに手数料の中に盛り込むということが実際上なかなかむずかしいというところから、こういう規定が設けられたものと思います。現実的には、刑事送達につきましても逐次その量は減つておるというふうなこともござりますので、制度的には何らの改善 改正がなされておりませんけれども、実務的には漸次役場における刑事送達の事務量は減少するという方向に指導されておるものというふうに承知いたしております。

○宮崎正義君 具体案がどうなっているのかな。区域が廃止された後の処置方法はどうなんですか。——裁判所の方でしよう。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 送達に関しましては、先ほど来申し上げましたように、なべく減少させる方向で努力していきたいということでございまして、現在、東京都内におきましても二十三区のうち三区しか残らないで、あとはもう郵便送達に切りかえている。その三区につてもなるべく切りかえるように努力をしているという段階にあるわけでございまして、そういう

ことになつてまいりますと、手数料収入の問題、あるいは手数料、旅費も含めましての収入の問題も関連してまいりますが、そういうものをにらみ合わせながら、だんだんに軽減を図つていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○齋崎正義君 時間が過ぎておるという注意がございましたので、これでやめますけれども、民事執行法案において民訴法の規定を引用している個所が九ヵ所ございます。と思うのです。十条十一項、十三条一項、十五条二項、十六条三項、二十一条、二十四条三項、四十二条三項、四十二条七項、百七十九条一項、このように引用されございますが、この民訴法につきましても、もうそろそろ総体的な基本的な考え方をしなきゃならない時期になつておるのじゃなかろうかと思うんであります。枝葉の子供がいつぱいできた法律が、それそれがそれそれで今度中身を変えていくようになつて、国民の側から言えば大変わからぬ。法律つてのはやっぱりわからないものだなというような印象を受けることだけは事実だと思います。こういうふうなことから考えておきましても、今回の民事執行法案をおつくりになつた努力は多といつましても、私たちの実社会のうちの中から見ると、まだいろいろな問題が処理されていくのに不便じゃないかという問題がすいぶんあると思うんです。こういう面から考えておきましても、民訴法もここで大きく考えてメスを入れていく時期が来ているのじゃなかろうかと、こういうふうに思うわけですが、これは民事局長と大臣に伺つて、私の質問を終りたいと思います。

○政府委員(番川保一君) 民事訴訟法は、御案内のとおり、民事裁判の手続法でございまして、民事裁判ができるだけ適正迅速に行つようになると、民事法につきましても改正は早急に検討したいというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(古井喜蔵君) 民事訴訟法は、実体法が何よりつぱでも手続法がよく整つていないといふと法律はうまく実行できないわけですから、大

切な問題だと思うのです。しかし、大事な基本法でもありますので、これからよく検討して、改むべき点があれば改善をしていく、こういふ必要があらうかと思つております。

○橋本敦君 一般的な問題に属することですが、若干執行法に関する質問をしたいと思います。

まず第一点は、今回配当要求に関して五十一條正証書というの非常に増加するという傾向が出るだろう、そのことは、公正証書というの大抵債務者が費用を負担するということが多くあります。

そこで、債務者の負担というのが増大するとい

う傾向も助長するでしょうし、また一方、小さな債権者の立場に立つてみると、債務者が公正証書の作成に同意してくれないということもこれはあ

り得る。そうすると、その小債権者が配当要求を

するという権利が侵害されるという、そういう問

題も起つて得ないだろうか。こういった問題につ

いて民事局長がどうお考えか、また、その見通しはどう持つていらっしゃるか、いかがでしょうか。

○政府委員(番川保一君) 配当要求につきまして有名義主義をとるかどうか、というのは大問題でござります。御承知のとおり、現行法におきましては債務名義のない者の配当要求も認めておるわけですが、その結果、非常に虚偽債権の配當要求があつたり、あるいは当事者間に争いがある債権の配當要求が出てくるということから、勢

ぞういう観點から、公正証書の作成の費用につきましては、少額の債権についてはきわめて低廉なところを政令で抑えておるわけでございまして、そういう意味から、先ほど申しましたような予

防手法と申しますが、そういう見地からは公正証書の活用をむしろ期待しておるわけでございます。

〔委員長退席、理事上田稔君着席〕

そういうことに相なつてくるわけであります。他

のと、どうしても競争手続そのものが長期化する

ので、どうしてか競争手続そのものは配当要求で

ござります。御承知のとおり、現行法におきましては、少額の債権についてはきわめて低廉なところを政令で抑えておるわけでございまして、そういう意味から、先ほど申しましたような予

防手法と申しますが、そういう見地からは公正証書の活用を期待いたしておるわけでございますけれども、なかなかこれ、いろいろの事情から余り

活用されないという面があるわけでございまして、今回民事執行法案におきまして有名義主義をとつたことから、公正証書がさほどふえるかと申しますと、私どもとしては現状どおりじやなかろ

うかと、そういうふうに考えておるわけでございまして、大ざつぱに申し上げまして、一長一短あるわけ

ござりますけれども、全体としてどちらがメリ

ットがより多いかという比較考量の問題としまして、今回は有名義主義を採用したというわけでござります。

ただ、その場合も、御承知のとおり、この法案におきましては、債務名義がなくても仮差し押さえ債権者については配当要求を認めておるわけでござりますので、そういういた仮差し押さえするこ

とによって配当に参加するという方法が一つ考えられるわけでござります。これもしかし、仮差し押さえそれ自身はやはりそれなりの手続と費用を要するわけでござりますから、問題がないとは決して考えておりません。

他方、債務名義の中で、判決は、これは訴訟と

いうことでござりますので、時間もかかれれば費用もかかるというような実態があるのですから、

そこで、補完的な意味で、現行法どおり、執行証書と公証人の作成する公正証書を債務名義に入れ

ておるわけでござります。御承知のとおり、公正証書の報酬手数料というのは、これは政令で定められておりまして、それ自体、私どももいたしまして

は、できるだけ国民の法律生活というのは後で紛争にならないようにというところから、公正証書の活用をむしろ期待しておるわけでござります。

〔委員長退席、理事上田稔君着席〕

そういう観點から、公正証書の作成の費用につきましては、少額の債権についてはきわめて低廉なところを政令で抑えておるわけでございまして、

そういう意味から、先ほど申しましたような予

防手法と申しますが、そういう見地からは公正

証書の活用を期待いたしておるわけでございますけれども、なかなかこれ、いろいろの事情から余り

活用されないという面があるわけでございまして、今回民事執行法案におきまして有名義主義をとつたことから、公正証書がさほどふえるかと申しますと、私どもとしては現状どおりじやなかろ

うかと、そういうふうに考えておるわけでございまして、現在でも、公正証書をつくっておきますれば

それだけのメリットはあるわけでござりますけれども、少額の債権については特殊な場合を除きま

しては活用されてないわけでございまして、民事執行法の施行に伴つて公正証書が大幅にふえると、これが検討をしておく必要がある、注意をして見守していく必要があるというふうに私は感じておられます。

○橋本敦君 しかし、実際問題としては、今後この問題に関して市民間でどういう問題が出てくるか、これは検討をしておく必要がある、注意をしておられます。

もう一つの問題は、配当要求というの終期が定められるということになりますが、その配当要求の終期が定められたときに、(二)の規定によりますと終期の公告ということがなされます。だから

したがつて、その終期の公告を熟知しなければ、小口債権者は配当要求を出すという、そのことを知らない間に、なさないまま執行手続が進んでしまつて、後になるとできないという問題が起つります。

もうだらう、そのことは、公正証書というの終期が

定められたときには、(二)の規定によりますと終期の公告ということがなされます。だから

したがつて、その終期の公告を熟知しなければ、

小口債権者は配当要求を出すという、そのことを

知らない間に、なさないまま執行手続が進んでしまつて、後になるとできないという問題が起つります。

もうだらう、そのことは、公正証書というの終期が

定められたときには、(二)の規定によりますと終期の公告ということがなされます。だから

したがつて、その終期の公告を熟知しなければ、

小口債権者は配当要求を出すという、そのことを

えていないわけでございまして、と申しますのは、先ほどちょっと触れましたように、自動延長があるわけでございまして、その場合には結局配当要求の効力がござりますので、直ちに却下ということは考えていないわけでございます。

○橋本敦君 だから、したがって、実際の正当な債権者の要求であると認めれば自動延長という運用の方法によっても救済し得る余地は考えている、こういうお話をですね。それはわかりました。

もう一つ私がむずかしい問題だなと思っているのは、同僚委員から御質問もありましたが、一般的に先取り特権者の債権の証明ですね。百三十三条関係ですが、これは、労働債権の場合は給与台帳その他一定の証明をとることとは比較的可能だろうと思うのですね。ところが、民法の三百十一条で規定しておりますような日用品供給の先取り特権、さてこれはどういう先取り特権を証する書面を提出すれば足りるということになるのか、この点是非常に私はむずかしいと思うのですね。ところが、実際私も破産管財人をやった経験がありますけれども、やっぱりかなりの食料その他たまっている債権があるという配当要求が出てまいります。こういう場合に、百三十三条で言うこの債権の証明というのはどういうようにお考えでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 一般の先取り特権者がその先取り特権の存在を証する書面を提出して、競売の申し立てなり配当要求をするという関係は、確かに証する書面が一体いかなるものかを言うのかということで非常に問題があるわけござります。率直に申し上げますと、一般の先取り特権につきましては登記がないのが大部分でござりますから、したがって、有名義主義を貫いて配当要求を認めないというのが一番すっきりするわけでございます。外国の立法例は御承知のとおりそういったことになつておるわけございますが、日本の特殊性と申しますか、そういうことから、やはり一般の先取り特権は少額のものが多うございまますし、しかも賃金債権等を考えますれば、これ

はやはり優先的に保護しなければならないものでございますので、そこで有名主義の一大例外としまして、一般の先取り特権者の配当要求を認めたわけなんでございます。しかし、これも認める以上は当然手続におきまして一般の先取り特権が存在することが明らかになりませんと、手続の参加ができるのは当然のことなんでございます。したがつて、法文上は先取り特権の存在を証する書面を提出するということにせざるを得ないわけでございますけれども、実際問題としては、明確にその先取り特権が現在あるということを、確定的に申しますか、そういうことを証する書面というものは非常に少なかろうと思います。したがつて、この問題はやはり裁判所がかくかくの債権がなおあるというふうなことが推認できる程度の書面をもって先取り特権の存在を証する書面、といふ扱いをしていただきたいというふうに私どもとしては考えておるわけでございまして、それについたしましても、たまいま御例示の日用品の供給の場合には、これは通常は契約書もございませんし、請求書を出すというふうな関係もないわけでございますけれども、思いつきのことでは恐縮でございますが、何かそういう債権がたまっているといたしますれば、一度請求書を相手に郵便等で送りまして、内容説明郵便で送つて、その控えを裁判所に出すというふうなことでも私は足りるのではないかというふうに考えているわけでござりますが、そういう意味で裁判所のこの書面の取り扱いについては、相当強力的に考えていただければというふうに考えております。

○橋本敦君　局長の御意見、私ももつともだ思うのですね。で、これは日用的供給の一般先取り特権ですから、あらかじめ極度額を決めて公正証書を結んでおくという、これはできませんし、非常にむずかしい問題で、しかし実際は、八百屋さんにもしろ、その他日用品を供給する立場の債権者からすると問題がある。局長からいまのよう御見解がありましたが、裁判所としては、この百三十三条の運用と先取り特権の保護についてどうい

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 裁判所規則におきましては、特にそういう文書の種類を制限するとか、あるいは例示をするというふうなことを考えておりませんで、結局は、いま法務省民事局長から言われたような取り扱いで処理をしていくのではなかろうかというふうに思われるわけでございます。で、その取引の内容によって要求される資料というのは、おのずからやはり何らかの定型的なものができ上がってくるのではないかというふうに考えております。たとえば、八百屋の売り上げというふうな場合でも、全然記帳しないで客に届けるというふうなことが現金取引以外にあり得るかとどうと、やはり大福帳にしろ、そういうものはあるのではないか、あるいは最近では伝票と請求書と兼ねたようなものでちょっと書くというふうなことも行われているようございますので、そういうふうな伝票でもやはり証明する文書としては足りるというふうに考えておるわけでございます。

○橋本敦君 わかりました。

そういうことで、実際に、民法上権利を有する一般先取り特權者、これは小口債権者になるかわかりませんが、その権利保障という点も運用の面で十分御配慮いただきたいと思います。

それからその次に、これはもう同僚委員からも指摘があつた問題ですが、三十九条の強制執行の停止関係についてお伺いをしておきたいと思います。

三十九条の三項は、この規定に明確にありますように、弁済猶予の承諾の書面で強制執行の停止、これをやつていただくのは「二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。」といふ大変厳しい規定になつております。で、実際本当に債務者と債権者が誠実に話し合いをいたしまして二回は弁済猶予をしてもらつた、その期限ぎりぎりに、もう一週間たてばお互に和解もしくは弁済が可能だというようなぎりぎりの状況があるという場合も、社会生活では間々あるわけです。

ね。そういう意味で、私的な民事紛争というのは、双方の和解やまた誠実な解決ということが基本的にお互いまれると思うのですが、こう限つてしまわない限りがなくなるとおっしゃる意見もわかるのですが、そういうぎりぎりの場合に当事者間の解決が具体的に見込まれるというような事情がある場合、そういう場合に債権者と債務者が双方で強制執行の停止もしくは延期を、三回目になるけれども文書でお願いをしたという場合に、この三十九条三項の規定によりますと、それはもうあれですか、執行官もしくは執行裁判所としてはどうにもならない強行的な規定だと、こうなっててしまうのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) この規定は、理屈を申しますと相当無理のある規定だということは十分承知いたしております。しかし、今日の競売の非常に遅延しておる実態の最たる原因がこの弁済の猶予を証する書面の提出による停止の悪用と申しますが、それが一番大きいわけでございまして、そういうことから、今回の法案におきまして、できるだけ競売手続を迅速に進めるということからかのような強行的な制限を課したわけでございます。ただ、おっしゃるように、全く形式的に、二回、しかも六ヶ月というふうなことを経過すればあくまでも競売を強行するというふうなことは考えていいわけございまして、御承知のとおり、この手続の続行の次のものとして売却期日の指定があるわけでございます。したがつて、債権者、債務者間で真摯にできるだけ早く話がつくというふうなことが裁判中に明らかになりますれば、当然、裁判所としては売却期日の指定を先に延ばすといいますので、そういうふうな運用よろしきを得るといいますので、そういうふうに考えておるわけでござります。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 後の方からお答え申し上げますと、最高裁規則で三十九条第一項についての彈力的な運用を許容するような規定を書くかということについては、考えておらぬわけございません。それで、現在――現在どうか、いま考えておりますところでは、裁判所の方でもうすでに指定して公告までした不動産の競売期日につきましては、三十九条第一項八号の弁済猶予書面の提出があつた場合に、この三項の規定に違反して二回を超えて、あるいは通じて六月を超えて手続を停止するということは一般的には考えられないところであります。しかし、そういうことは、この新しい規定が従前のわれわれが実務をやつておりました際に痛感させられた手続の遅延というこの防止ということについて非常に適切な規定であるというふうに考えておるわけでございまして、そういう点では、この三項の規定を超えて手続を停止するということは、恐らく実務の取り扱いとしてはあり得ないことだらうと思ひます。しかし、この規定は、私どもの見るところでは、いわば当事者の方から権利として二回にわたって六ヶ月間にわたってというふうに読めるわけであります。

りあるいはその公告される前にこのような書面の提出があつて延期の申し出があつたという場合に、は、まだ関係者というか、利害関係を持つていて、人の出現というものがない段階でございますので、事案によつては、いま申し上げたところよりももっと彈力的な運用が考えられるのではないか。うかというふうに考えておるわけでござります。

○橋本敦君 これは事情による問題ですから、いま言つた弾力的運用などいうことも、法全体のたてまえなり趣旨を崩さないよう範囲をぜひお願ひしたいと思うのですが、ただ、最高裁の局長が弁護士しゃつたことに関して言えば、債権者自体が弁済を猶予するという正当な真摯な意思を表明を約している、こういう状況があるときに、一応の国家的な手続は進んではいるけれども何が何でも競売をしなきゃならぬのだということになつてしまふというのも、私はこれはやっぱり考えるべき定、その他関係者がそういう手続に乗ってきてるという、そこの利益も考えなければならぬとい

整理が提案をされました。浦野参考事例から私説明をしていただきまして、この膨大な関係法の整理に大きな御苦心と御苦労があつたことを伺いまして、敬意を表しておるわけですが、一般的に言いまして、この関係法令の整理は、いわゆる字句の修正、あるいは整合性を持たせる整理ということにして、あるいは整合性を持つたせる整理といふことにとどまつておるというお話をすから、そのとおりだと思うのですが、大体そういうことに間違いはないかと思うのですが、物によつては、たとえは立木に関する法律あるいは公証人法、これなどは新設の規定があるわけですね。この新設というごとの趣旨も、実質的には立木法の改正、公証人法の内容の改正ということじゃなくて、全体の整理統合の範囲内だというよう理解できるのじゃないかと思うのですが、その点間違つございませんか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございま

「ございます。要するに、当事者の権利として弁護士が預けられた書面による執行停止の回数と期間について制限しているということです」といって、裁判所がこの職権によって売却期日を延期するということまでの規定で制限されているかどうかということについては、むしろ制限されていないのだということをうに考えておるわけですが、したがいまして、三十九条三項をしゃくし定規に適用したのであるときには、職権によって売却期日を延期するという運用も考えられるところであろうかというふうに思っております。ただ、この三項の趣旨が当事者間の合意による執行手続の延期を認めないと申しましたように、職権で売却期日の延期を制限していないからといって安易に延期を認めるとい

う趣旨はいまおっしゃった中にあるのだろうと思ふのですが、しかし、私、やっぱり債務者から資本を受けるためにその持っている不動産ないし財産を処分するという法的、国家的な処分を強行的にやるわけですが、これは債権者もそれを望んでいない、そしてまた弁済の見込みが誠実にあると双方で話ができる場合に、國家の立場で進め手続をあくまで進め切らなければならぬか、そういう問題はやっぱりある問題ですからね。だから、いまおっしゃった職権による処置ということも弾力的運用の中ではひとも事情によっては考えていたら必要があると、私はこう思つております。この点はそういう立場でお願いをし、また、局長の答弁も私の趣旨とそう違わないというふうに理解をして、この点は終わります。

でございます。

○橋本敦君 以上で質問は終わります。

○委員長(峯山昭範君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。

寺田君から委員長の手元に民事執行法案に対する修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際 本修正案を議題といたします。

寺田君から修正案の趣旨説明をお願いします。

寺田君 私は、ただいま議題となつております民事執行法案に対し、自由民主党・自由国民

会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び新自由クラブの各派共同に係る修正案を提案いたしました。

まず、修正案の趣旨について御説明いたしま

す。

原案の第五十五条は、売却のための保全処分、第七十七条は、最高価買い受け申し出人または買

い受け人のための保全処分、また、第八十三条

は、買い受け人のための引き渡し命令について、

それぞれ規定いたしております。

これらの規定に対しましては、差し押さえ前よ

り合法的に不動産を占有している労働組合や労働

者の権利を不当に脅かすおそれがあるとする労働

界の意見がありました。その意見の是非はひとま

ずおくといたしましても、第五十五条及び第七十

七条は、差し押さえ手続中、買い受け人が所有権

を取得する以前の段階において、占有者の権

原の存否が未確定のまま、これらの占有者を排除し、不動産を執行官の占有に移す等の保全処分を認めんとするもので、不動産に対する物理的な価格減少行為を防止する法的手段は他に幾多あるこ

とを考慮いたしますと、正当な権原による占有者

があるという批判を免れないと考えます。また、

第八十三条も、引き渡し命令という簡易な債務名義により、あとう限り有利な状態で不動産を買い

受け人に引き渡すとするものであります。これにより、差し押さえ前より正当な権原により不動産を占有する者の排除まで認容せんとするこ

は、これまで前同様の批判を免れず、かかる占有

者の排除については、買い受け人をして通常の訴

訟手続きによりその権利の実現を図らしむること

が、むしろ妥当と考えられるのであります。

本修正案は、以上の点の是正を図らんとするも

のであります。

修正案の内容は、次のとおりであります。

第一は、差し押さえ後の不動産価格を減少させる

債務者としてあります。

第二は、最高価買い受け申し出人または買い受

け人に対し不動産の引き渡しを困難にする行為等

を防止するための保全処分の相手方を債務者とす

ることであります。

第三は、代金を納付した買い受け人のための不

動産引き渡し命令の相手方を、債務者または事件

の記録上差し押さえの効力発生前から権原により

占有している者でないと認められる不動産の占有

者とすること。ただし、差し押さえの効力発生後

に占有した者で、占有権原を買い受け人に対抗す

ることができるとの認められるものは、この限りで

ないものとすることであります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。

委員各位の御賛同を賜りますようお願ひいたし

ます。

○委員長(峯山昭範君) それでは、ただいまの修

正案に対し質疑のある方は順次御発言願います。

一別に御発言もないようですが、これより両

案並びに修正案について便宜一括して討論に入り

ます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○寺田熊雄君 ただいまの修正案につきまして

は、私自身いまその提案理由の御説明を申し上げ

ましたように、この修正案にまず賛成の立場を明

らかにするものでございます。

この修正は、先般衆議院におきまして、第五十

五条は削除、第七十七条は削除または修正の希望

意見がございまして、政府において十分これを配

慮する旨の御答弁があつたものに係るわけでござ

います。このような経緯にかんがみてみまして

も、本修正は時宜を得たものではないかと考えて

おるわけでございます。

まず、その立場を離れて意見を申し述べたいと

存じますが、民事訴訟法は、御承知のことく、明

治二十三年にできました法律でございます。な

お、競売法も明治三十一年の法律でございます。

で、この民事訴訟法、競売法は国民生活に非常に

大きな影響を持つ法律でございますので、今日に

至るまで部分的な修正は幾多ございました。しか

し、この民事訴訟法、競売法は国民生活に非常に

大きな影響を持つ法律でございますので、今日に

至るまで部分的な修正は幾多ございました。しか

れども、最高裁判規則の場合は、われわれ国會議員が全然これにタッチする機会が与えられておらず、その意味であります。そういう意味におきまして、最高裁判規則を制定される最高裁判当局におかれでは、その規則の制定に当たつて国民の各界各層の意見を十分に取り入れて、過誤なきを期せられたいと考へるのであります。

以上の方を申し述べまして、私の討論といたし

たいと存じます。

○宮崎正義君 民事執行法案に賛成の立場の上か

ら意見を申し上げます。

昭和四十三年十一月から、その後の本執行法案を改正をするのに努力をなされ、法務省民事局事務官室で取りまとめた参事官第一次試案及び第二次試案として公表をされておりまして、広くこのことは実務家に大きな関心を起しておられました。そういう長い歴史的な中で、大変糾糾曲折の末本法案が提案をされてまいりまして、これからこの立案当局がいかにこれを生かしていかれるか、改正作業に一応の終止符を打ったようなものの、今後の実務の運用にゆだねられるということになつてまいります。このことにつきましては、いまお話をありましたように、最高裁判所規則等によつて決められることが多いわけございますが、その中でも特に私は、衆議院の四十一年の附帯決議、この四項目につきましては、いまの時点から一つ一つの項目について再検討をしていかれるよう、そして、少なくともこの民事執行法案の施行をするその期日ころまでには、何らかの一つ一つの項目が実施ができるというような配慮を希望をいたしたいと思います。そういう実務に当たる執行官の問題等を考えますと、これに携わる事務をなさっている職員の方々の待遇等もこの四項目の中に明らかに明示されています。今回の当委員会における各委員の質問あるいは政府の答弁等に基づきまして、この民事執行法案の施行が国民にわかりやすい法律にその施行ができるようになります。

○橋本義君 私も、本修正案並びに法案に賛成の立場で一言意見を述べたいと思います。

いま寺田委員あるいは宮崎委員から御意見がありましたが、今日この執行関係法がこのような形で大きく近代化の方向へ整合されるという、そのことについては基本的に関係者の御苦労を謝すところに、賛成するものであります、しかし同時に、これが実際の運用という場合において、当委員会でも議論がされましたように、執行官並びにそこで働く職員の皆さんの地位と生活、権利の保障という執行官の実務体制を含めた近代化という点が、これがこのままなおざりにされてはならぬ

いといふこの問題は、当委員会でも強く指摘されたりであります。質疑の中でも、最高裁判民事執行法案及び同案に対する修正案について局長は、本法案が五十五年秋には施行されることがあります。う、そういうことを踏まえましてせつかくの努力をするという、そういうお話をございました。ぜひともこの点については、手数料問題の根本的な見直しと、それから決議を踏まえた公務員体制下への移行という問題を具体的な日程に上せて、抜本的な検討を進めていただきたいと思うのであります。

第二点として、この執行法案の審議に当たりま

して、私は、当参議院においては参考人の意見の聴取あるいは競売場の視察等を含め、各派協力で慎重な審議が遂げられた上に、労働組合等から

い意見もあり、問題となつた関係法令について各派共同で修正の努力が実るという、こういうことについて私は文字どおり参議院らしい審議ができただ、今後の運用の問題につきまして、きょうも私は質問で指摘をいたしましたが、この執行体制の整備、債権者の保護ということに重点が移り過ぎ

て、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上は、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

○委員長(峯山昭範君) 討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 他に御意見もなければ、

執行体制あるいは手続を進める上で、執行官を含む皆さん方が十分に市民の債務者となつた人たちの生活の保全をも考えると、そういう気持ちで運用していくだけなればならぬということを強調していただかなければなりません。

市民主あるいは中小企業、そういう生活関係が多いことにかんがみまして、私はこの運用の中で

運営していくべきものであります。そういう点での今後の運用に期待をして、賛成の意見を終わります。

○委員長(峯山昭範君) 他に御意見もなければ、

民事執行法案に対する修正案

民事執行法案の一部を次のように修正する。

第五十五条第一項中「又は不動産の占有者」を削り、「その行為をする者」を「債務者」に改め、

それでは、これより採決に入ります。

民事執行法案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、寺田君提出の修正案を問題に供します。

寺田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、寺田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

同条第二項中「不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないもの」及び「その命令に違反した者」を「債務者」に改め、「場合において、特に必要がある」を削る。

第七十七条第一項中「不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないもの」及び「その行為をし、又はその

行為をするおそれがある者」を「債務者」に改める。



昭和五十四年三月二十四日印刷

昭和五十四年三月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

〇